

八王子市立由井中学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等のための基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立由井中学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
しない・させない・ゆるさない
- 令和8年度の重点項目
 - 1 基本姿勢「未然防止型の生活指導の推進」
 - 2 指導の重点「返事の習慣化（返事は安心感を生む）」
 - 身だしなみ（スタイル）→形でしめす
 - 我慢する→言動のコントロール
 - 指示に従う→どの先生の注意もきく
 - 3 心理的安全性のある教室づくり

令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

- ・弱い者いじめは人として許されない行為であり、それをはやし立てたり、傍観する行為も同様であるとの認識を生徒にしっかりともたせること。
- ・いじめの問題解決には家庭の担う役割が大きく、家庭で愛情をもって子に接し、信頼に基づく厳しさや、親子の触れ合いの場を確保してもらうこと。
- ・学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組み、責務を果たすこと。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週火曜日 10時40分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- いじめ対応のための時間（毎週水曜日 13時15分から）
学年セクトによる情報共有、協議、確認
- 早期発見に向けて ○早期解消に向けて ○未然防止に向けて

学校いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する教員研修

- 5月20日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 10月14日 「心理的安全性のある教室づくり」
- 2月3日 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 全学級で、いじめに関する事業を意図的、計画的に実施する。（年3回以上）
- 全生徒にいじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- 生徒同士の話し合いを通じて考える活動を行う。
- どのような行為がいじめとなるのか、状況や立場によっても捉え方が異なることを指導する。

SOSの出し方に関する授業

- 身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにする。
- 身近にいる大人や友達がSOSを受け止め、支援できるようにする
- 上記2点を目的とした授業を年間指導計画の中に位置付け、全校で組織的に取り組む。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- かけがえのない大切な命、自他を尊重する気持ちを育む活動を充実させる。
- 自分や周りの人の命の大切さについて真剣に考えるきっかけとし、この日の意味を認識させる。
- 生命誕生の喜び、命のつながり、あらゆる生命あるものの尊さについて等、学年ごとに命の尊さをテーマにした授業を行う。

生徒の自己肯定感を高める取組

- 生徒と教員の信頼関係を基礎とした指導を行う。
- 生徒の自主性を尊重し、自主的な活動を活発にさせる。
- 学級集団への所属感を高める指導の工夫を行う。
- 自己の成長の振り返り、個性の発見、友情の尊さ等の学習を計画的に実施する。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。